

## 平成31年度子育て支援員養成事業業務委託契約書（案）

平成31年度子育て支援員養成事業の委託について、茨城県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

### （委託事業）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託事業」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）事業の名称 平成31年度子育て支援員養成事業
- （2）事業の内容 別添の平成31年度子育て支援員養成事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- （3）契約期間 契約期間は、平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日までとする。

### （委託事業の実施）

第2条 乙は、委託事業を実施するに当たっては、仕様書に従って行わなければならない。

2 前項のほか、乙は、委託事業の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

### （委託料）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託料」という。）は、金\_\_\_\_\_円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

### （委託料の支払）

第4条 甲は、委託事業が終了し、その額が確定した後に乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、委託料の90パーセント以内の額を概算払することができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

4 甲は、第1項及び前項の規定による乙の請求を受けた時は、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項第6号の規定に基づき免除する。

### （委託料の使途）

第6条 乙は、委託料を委託事業以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反にかかる金額の返還を乙に請求することができるものとする。

(実績報告)

第7条 乙は、委託事業が終了したときは、業務完了報告書(様式第1号)を委託事業終了の日から起算して10日以内又は平成32年(2020年)3月31日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第2項の規定による概算払を受けたときは、業務完了報告書に概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を添付するものとする。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により、乙から業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるとき、又は委託事業により発生した収入があるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、この委託事業の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。  
2 乙は、委託事業の一部(仕様書に定める雇成型訓練業務を除く。)を再委託しようとするときは、あらかじめ、再委託承諾願(別紙1)により、甲の承諾を得なければならない。  
3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、再委託した業務を受託した者と約定しなければならない。

(委託事業遂行が困難な場合の措置)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

(委託事業の報告等)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について乙に報告を求め、又は実地に調査することができるものとする。

(改善の指示等)

第13条 甲は、委託事業の実施について改善する必要があると認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(帳簿等の保存)

第14条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかななければならない。  
2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

3 乙は、委託事業に従事した者の出勤状況を証左するに足る帳簿類を作成し、管理しておかなければならない。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、委託事業の実施に関して知り得た秘密をこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(委託事業の内容の変更)

第 16 条 甲は、この契約締結後の事情により、委託事業の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 乙は、委託事業の内容を変更しようとするときは、直ちに甲に届け出て、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 当該業務を実施する上で必要な資格等が取り消され、又は抹消されたとき。

(4) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合には、既に支払った委託料の一部又は全額の返還を請求することができる。

3 第 1 項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、甲の請求により委託料の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として甲の指定する期日までに甲が指定する方法により甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 18 条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託事業の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第 19 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし甲の承認を受けた場合にあってはこの限りでない。

2 乙は、本業務において作成される著作物に係る著作権を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、乙が甲に著作物を提出することをもって行われたものとする。

(個人情報の保護)

第 20 条 乙は、委託事業を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講じるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(協議)

第 21 条 この契約に定めるもののほか、委託事業の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 31 年（2019 年） 月 日

甲 水戸市笠原町 9 7 8 番 6  
茨城県知事 大井川 和彦

乙 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(別記)

## 特 約 事 項

### 1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

### 2 個人情報の収集の制限

委託事業を処理するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

### 3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

### 4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、利用者に係る事務が完結した年度から 1 年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

### 5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するために収集・作成した個人情報は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために利用し、または外部に提供しないこと。

### 6 個人情報の複製等の制限

委託事務を処理するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

### 7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。